

別記様式第2号（その2）

補助事業(太陽光発電設備の導入)の実施にあたっての確認書(1/2)

申請者名称	
-------	--

かがわ中小事業者 C02C02 削減支援補助金の交付を受けるにあたり、下記の事項について確認のうえ、了承（該当）する場合は「○」を記載し、該当しない場合は「該当なし」を記載してください。

番号	確認事項	回答
1	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT制度）の認定又はFIP制度の認定を取得していません。 ※設置場所に既設の太陽光発電設備が設置されている場合は認定状況を確認してください。	
2	電気事業法第2条第1項第5号口に定める接続供給（自己託送）を行うものではありません。	
3	地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めます。	
4	関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行います。また、防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めます。	
5	20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示します。	
6	発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存します。	
7	設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施します。	
8	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力します。	
9	防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うよう努めます。	
10	補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守します。	

補助事業(太陽光発電設備の導入)の実施にあたっての確認書(2/2)

番号	確認事項	回答
11	補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施します。	
12	災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めます。	
13	発電した電力量のうち 50 パーセント以上を、申請した事業所の敷地内で自らの事業のために消費します。 ※実績において、50 パーセント未満となる状況が継続した場合、補助金の返還が必要になることがあります。	
14	補助対象設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させます。 また、法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行いません。	
15	法定耐用年数を経過するまでの間、補助の目的に沿って設備を活用できるよう関係者と調整済です。	
16	太陽光発電設備を設置する建物は新築ではありません。	
17	1 件あたり 100 万円(税込)を超える発注にあたっては競争性が働く方法(見積り合わせ)で、発注先を選定し契約します。	
18	「かがわ中小事業者 C02C02 削減支援補助金交付要綱」及び「令和 6 年度かがわ中小事業者 C02C02 削減支援補助金募集要領」の規定を遵守し、補助事業を実施します。	
19	補助事業の期間内及び補助対象設備の法定耐用年数期間において、補助対象設備を担保とした資金調達は一切行いません。補助対象経費の中に補助事業者の利益は含まれていません。	
20	自家消費型の太陽光発電設備の普及拡大その他脱炭素の推進にあたって、香川県の普及促進施策に可能な範囲で協力します。	
21	「令和 6 年度かがわ中小事業者 C02C02 削減支援補助金募集要領」及び「香川県生活環境の保全に関する条例に基づく地球温暖化対策計画・報告・公表制度の手引き」に基づき、温室効果ガスの削減等を定めた計画の作成及び報告を行います。	